

平成 30 年 3 月 30 日公表

監査公表第 10 号（平成 30 年 4 月 10 日、県公報第 3982 号登載予定）

包括外部監査結果に基づく措置通知（平成 28 年度）

監査公表第 10 号

平成 29 年 6 月 9 日付けで公表した「商工振興施策に係る財務事務の執行及び事業の管理について」に関する包括外部監査結果の報告に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 30 年 4 月 10 日

| | |
|---------|-------|
| 福岡県監査委員 | 山下 芳郎 |
| 同 | 行正 晴實 |
| 同 | 岩崎 勇 |
| 同 | 井上 忠敏 |

29商政第1665号
平成30年3月22日

福岡県監査委員 山下芳郎様
同行正晴實様
同 岩崎勇様
同 井上忠敏様

福岡県知事 小川洋

平成28年度包括外部監査の結果に係る措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

商工振興施策に係る財務事務の執行及び事業の管理について

| 監査の結果及び意見 | 講じた措置等 |
|---|---|
| 〔総論〕 | |
| <p>①（意見）成果指標・目標値の設定について</p> <p>行政の活動の成果は単純に利益で測ることができない。そのため、その評価には適切な成果指標の設定が必要である。</p> <p>県では、事業ごとに成果指標を設定し目標管理を行っているが、成果指標の設定が適切でない、目標と実績が乖離している、といった不備が見受けられた。</p> | <p>「福岡県総合計画」に基づき、事業ごとに成果指標を設定し、目標管理しているが、見直しが必要な事業については、適切な事業評価を行うことができるよう、平成28年度以降、隨時、見直しを行っている。</p> |
| <p>②（意見）事業管理及び実績評価について</p> <p>補助事業では、要綱に定めた様式に則り、申請や実績報告を受け、形式的には資料が整っているものの、事業計画に対応する実績が報告されていない、収支等の会計数値が記載されているのみで活動量や効果についての記載がないといったものがあった。</p> <p>また、補助や委託における実績報告について、計画との対比が困難であったり、活動の状況が不明であったりと、事業評価に活用し難いものが見受けられた。実績報告は、委託・補助事業の実施状況の確認のため求めているものであるが、PDCAの観点からも、積極的に活用すべきである。翌年度以降の改善へつなげるためには、当年度の実績を適切に評価する必要があり、実績報告において明瞭に記載する必要がある。</p> | <p>平成28年度の実績報告書より、補助及び委託事業における実績が把握できるよう、事業計画に対応した活動報告内容について記載を求めるなどの見直しを行った。</p> |
| <p>③（意見）適切な情報の公表について</p> <p>公表の必要がある特命随意契約で公表が漏れているものがあった。情報を公表するとしても、公開される情報が網羅的でなかつたり、また誤った数値が公表されたりする可能性もあるため、ガバナンスを確保し、適正な情報の公表が望まれる。</p> | <p>特命随意契約の公表漏れについては、判明後、速やかに公表手続きを行った。</p> <p>また、平成29年度には財務会計事務研修や全庁への通知により注意喚起を行った。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>④（意見）委託先等の選定について</p> <p>委託先等の選定にあたり、一般競争入札において1者のみが入札者となっているケース、公募型プロポーザル形式を採用しているものの提案を行った会社が1者のみというケース、申込み先の選定にあたり1者の見積りしか徴収していないケースが見受けられた。</p> <p>これらは、形式的な要件において問題はなかったものの、競争原理を働かせるため、また選定先が適切であることを確認するためにも、複数の入札者・応募者の確保、見積り徴収が望まれる。</p> | <p>平成29年度から、県公報及び県ホームページだけでなく、関係団体への周知や関係機関のホームページへの掲載など、広く周知を行い、入札者・応募者の確保に努めている。</p> |
| <p>⑤（意見）県が事務局を務める任意団体について</p> <p>県では、関係団体とともに協議会や実行委員会等の任意団体を形成しているが、その事務局を県が担っているケースがある。</p> <p>帳簿の整理が適時にされていないもの、資金需要に応じた資金計画となっていないもの等の事例が見受けられた。</p> <p>県が事務局を担う任意団体であったとしても、外部の団体に求めるものと同じ水準の資料の作成や、客観的な視点による実施状況のモニタリングが必要である。</p> | <p>平成28年度より、意見の対象となった県が事務局を担う任意団体においては、帳簿の適時整理や、資金計画見直しなどの改善を行った。</p> <p>また、収支管理表（月次）の作成や支出証拠書類の記載方法の見直し等を図り、実施状況を随時確認しながら、執行管理を行っている。</p> |

| 監査の結果及び意見 | 講じた措置等 |
|-----------------------------------|---|
| 〔各論〕商工政策課 | |
| 3. グリーンアジア国際戦略総合特区中小企業設備投資促進事業費 | |
| ①(意見)補助事業における資料確認等について | <p>ア 変更申請の基準について、補助金交付要綱に明確な基準がないため、変動額や変動率等を用いた一定の基準を設けることが望まれる。</p> <p>イ 固定資産台帳への登載状況を確認する資料が未入手であった。客観的に確認できるよう、証憑を入手することが望まれる。</p> <p>ウ 交付申請時の見積書を徴収していないものが見受けられた。</p> <p>補助金の交付事務については、資料の確認等、審査手続きを適切に行う必要がある。</p> |
| 4. 運輸事業振興助成交付金 | |
| ②(指摘)補助実績の確認について（公益社団法人福岡県トラック協会） | <p>団体では、近代化基金運営要領（以下、要領）により、近代化基金（財源：運輸事業振興助成交付金）の一時的流用を定めている。</p> <p>しかし、事業資金として支出した17百万円について、事業年度内に流用額の戻し入れを行っておらず、要領の要件を満たしていない。</p> <p>補助実績の適切な把握に努める必要がある。</p> |
| ③(意見)補助実績の確認方法について（一般社団法人バス協会） | <p>当該補助金の実績報告において、補助事業に関する収支報告がなされているが、補助実績の確認については、補助交付団体全体の決算状況を入手し、実績報告が適切なものであるかを確認する必要がある。</p> |
| | <p>平成29年度事業より、以下のとおり実施している。</p> <p>ア 事業計画の細部の変更について基準を設定</p> <p>イ 実績報告書の添付書類として、固定資産台帳の写しの提出を義務化</p> <p>ウ 交付申請書の添付書類として、見積書の提出を義務化</p> |
| | <p>平成29年度事業より、要領に基づいた事業の実施、事業計画に沿った業務遂行の徹底について指導するとともに、概算払請求時に流用状況を確認し、決算までに流用額の戻し入れを行うよう指導することとした。</p> |
| | <p>平成28年度実績報告から、団体の決算書の提出を求め、補助実績の確認を行っている。</p> |

6. 海外駐在員語学研修費

④（意見）研修受講先の選定について

語学研修の受講先について、同様の研修を実施している団体は他にも存在するため、複数者からの見積りを徴収し受講先を選定することが望まれる。

なお、平成 28 年度の実施にあたっては、複数者から見積りを徴収して受講先選定を行っていることを申し添える。

平成 28 年度事業より、研修受講先の選定にあたり複数者からの見積もりを徴収するよう、既に対応済みである。

〔各論〕 中小企業振興課（平成 28 年度以降：中小企業振興課、新事業支援課）

1. 中小企業振興資金融資費及び中小企業振興資金等損失補償費

①（意見）県から金融機関への預託金のあり方について（中小企業振興課）

県は、中小企業の円滑な資金調達のため、金融機関へ融資実行のための原資を預託している。中小企業振興資金融資費の成果指標は新規融資額を挙げているが、近年、新規融資額の実績は減少している一方、その間、預託金額は概ね同額を維持している。

制度融資では、その時々の経済状況や中小企業の資金繰りの状況に応じた適切な資金供給を目指しており、成果指標の設定には困難な面もあるが、預託金額の算定方法と成果指標との関係性がより明瞭なものとなるよう検討すべきである。

預託金額は、融資枠（様々なリスクを予め見込み、かつ過年度融資も含めて設定）をもとに算定するものであるが、成果指標については、当該年度の実績を直接反映させるため、引き続き、新規融資額を用いることとした。

ただし、意見の趣旨を踏まえ、平成 30 年度当初予算から、予算説明資料において、制度融資の年度末残高（過年度分を含めた融資実績）を成果指標に併せて記載することとした。

【現所属：中小企業振興課】

②（意見）保証等の管理について（福岡県信用保証協会）

代位弁済が発生した場合、保険では賄いきれない部分が損失補償により県民負担となるが、地域経済の発展に繋がる県内中小企業振興の重要性を勘案すると、その必要性は認められる。

しかしながら、今回の監査対象とした案件の中には、保証後 1 年以内に代位弁済に至っている取引もあった。

代位弁済に至った取引については、今後とも、その経緯を検証し、保証審査にフィードバックすることが望まれる。

また、県制度融資に関連した保証や代位弁済の状況、協会の取組状況等について、引き続き情報発信を行い、県民の理解を得る必要がある。

代位弁済に至った取引については、毎年、協会の保証審査の研修の際に事例を紹介しており、今後とも、その経緯を検証し、保証審査に活かしていく。

また、県制度融資に関連した保証や代位弁済の状況、協会の取組状況等についても、協会ホームページのマンスリーデータによる情報発信により、県民へ周知を行っており、引き続き実施していく。

【現所属：中小企業振興課】

| | |
|---|--|
| 5. 福岡県中小企業団体中央会補助金（福岡県組織化指導費補助金） | |
| ③（意見）成果指標の改定について | <p>当事業の成果指標のうち新規組合設立件数について、目標は平成9年度から平成18年度の10年間の平均設立数が約40件であり、同程度の新規組合設立を目指すことから40件と設定している。これに対し、実績は平成20年度以降目標の50%以下の達成率が続いている。</p> <p>達成可能な目標を設定すべきであり、目標を見直すことが望まれる。</p> |
| <p>平成29年度から、中小企業の組織化の推進状況を測る新規組合設立件数（数値減）に加え、補助金交付先である中央会から支援を受けた組合の満足度を測るために、中央会の会員数を新たに指標に設定した。</p> <p style="text-align: right;">【現所属：中小企業振興課】</p> | |
| 6. 小規模指導事業費 | |
| ④（意見）成果指標について | <p>当事業の目標は、「商工会議所等による経営支援・販路開拓支援により、中小企業の売上増加を促進し、発展力ある中小企業の創出を図る」とされている。この目的に関する成果指標は①「製造品出荷額」と②「年間商品販売額」であるが、商工会等による巡回指導や窓口相談との間に因果関係を見出すのは困難ではないであろうか。</p> <p>当事業の成果指標設定については、より適切な指標へ変更するよう検討すべきである。</p> <p>また、成果指標の実績について、「年間商品販売額」は平成26年度の実績公表データはあるが、それ以前の実績データは公表されていないため記載していない。</p> <p>実績を把握できる指標を成果指標とするよう検討すべきである。</p> |
| <p>本事業の実施により、小規模企業の持続的発展を図っていくためには、地域や企業の実態に応じてきめ細かく支援することが重要であるため、平成29年度から、指標を「商工会議所、商工会の経営指導員による経営改善等指導企業数」に変更した。</p> <p style="text-align: right;">【現所属：中小企業振興課】</p> | |
| ⑤（意見）適正な事業規模の設定について | <p>当補助金のうち、補助対象職員の設置費で約8割を占めている。人員一人当たりの単価は、「福岡県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱」により定められている。また、対象人員数は、「補助対象職員の設置基準」により定められている。</p> <p>「補助対象職員の設置基準」について、現在の県内における小規模指導事業のあり方を踏まえ、隨時見直すことを検討すべきである。</p> <p>現在、定数を超えた人件費への補助は行われていないが、市町村合併に伴う経過措置があるとの説明を受けた。</p> <p>市町村合併に伴う経過措置を早期に終了し、商工会等への配置転換等を要請していくことを検討すべきである。</p> |
| <p>本県では、中小企業振興条例及び基本計画に基づき、商工会議所・商工会の経営指導員による巡回指導等を通じて、県内の小規模事業者に対し、きめ細かい支援を行う、としていることから、各団体管内の小規模事業者数に応じて補助対象職員の設置基準を定めている現行の設定方法は適切であると考えている。</p> <p>市町村合併に伴う定数の超過については、平成27年度末で、解消済みである。</p> <p style="text-align: right;">【現所属：中小企業振興課】</p> | |

⑥（意見）実績報告の検討について

当事業が経営指導員等に対する補助金の継続支給を前提とした事業であるとすれば、いかに適切に補助金が活用されたかが重要であり、そのため、実績報告の検討を十分に実施すべきである。

指導回数の少ない商工会等へ月給に相当する経費の補助を行うことが適正といえるのか検討すべきである。

また、回数のみでその適正性を測定できないのであれば、その他の具体的な成果指標も活用しながら各商工会等の成果を検証し、県民に対して当事業に係る県民負担の金額的妥当性について説明することを検討すべきである。

平成29年度から、補助金の指導監査の機会をとらえ、各商工会等の経営指導員による巡回指導状況の把握と、必要に応じて取組み強化について指導を行っている。

【現所属：中小企業振興課】

⑦（意見）指導監査の結果について

県の担当課においては、商工会等に対して指導監査を毎年実施している。平成27年度指導監査実施方針によれば、各商工会等の組織運営に課題があり、経営改善普及事業の必要性を対外的に説明することの重要性を理解できていない商工会等が存在することを前提した監査の実施であったことがうかがえる。

また、監査重点項目であった「経営カルテ及び業務日誌」の項目について、「記載内容が不十分」と総括する出先事務所もあった。

県は県民に対して当事業の成果を十分説明できるだけの経営指導の結果を得られるような各商工会等への指導について検討すべきである。

平成29年度から、指導監査のあり方を見直し、各振興事務所は、各商工会等と取組みの状況や成果について十分に意見交換を行い、必要に応じて取組み強化について指導を行うとともに、その内容について、振興事務所から本庁に報告させている。

【現所属：中小企業振興課】

⑧（意見）実績報告の情報公開について

現状では、当事業の必要性や有効性が県民に対して十分に説明されてはいない。

補助金の支給を前提とした制度設計であればこそ、県民への説明責任を果たすため、より積極的な情報公開を行うことが望まれる。

平成27年度事業から、福岡県中小企業振興基本計画に基づいて実施する施策の実施状況及び施策の効果について、毎年、福岡県中小企業対策審議会や関係団体等の意見を聴いて検証し、公表している。

【現所属：中小企業振興課】

| | |
|------------------------------------|--|
| 7. 企業経営者等人権啓発事業費 | |
| ⑨（意見）成果指標の目標設定について | <p>当事業は国からの受託事業であり、委託元である経済産業省においては、成果目標として「セミナー等参加者で非常に人権意識が高まった者の割合を90%以上とする」としているのに対して、県の成果指標は「参加者数」となっている。</p> <p>国の成果目標との整合性について検討すべきではないかと思われる。</p> <p>本事業は毎年実施しており、多くの企業は継続的な参加により人権問題について既に一定の認識を持つと考えられるため、成果指標を国のように定めることは現実的ではない。それよりも、セミナーに参加することにより、人権問題に対する認識を新たにし、少しずつでも理解を深めてもらうことが有意義かつ適当である。また、そのために、実施内容等について毎年検討を行っている。</p> <p>よって、本県の状況を踏まえて検討した結果、現在の成果指標を継続することが妥当と判断される。</p> <p style="text-align: right;">【現所属：中小企業振興課】</p> |
| 8. 中小企業団体組織強化対策費 | |
| ⑩（意見）補助対象事業の検討及び成果指標の設定について | <p>事業の目的は「県内中小企業の高度化・近代化を促進し、経済的地位の向上を図るため、中小企業団体の指導・育成を行う」ことであるが具体的には何を目指しているのか分かり難い。</p> <p>定額の補助金を毎年度支給しているが、事業の必要性を毎年度検討し、必要と判断した理由を明らかにすることが望まれる。</p> <p>また、当事業は成果指標の設定がされていないが、補助事業について、成果指標による成果測定を実施しないことは不適切であり、改善することが望まれる。</p> <p>平成30年度より成果指標を設定し、毎年度、事業効果及び補助の必要性を適切に判断することとした。</p> <p style="text-align: right;">【現所属：中小企業振興課】</p> |
| 9-1. 行きたくなる商店街づくり事業費 | |
| ⑪（意見）成果指標の設定について | <p>当事業の目標は、「行きたくなる商店街づくり事業による商店街の再生・活性化」とされている。この目的に関する成果指標は「本事業を活用した商店街等の数」となっており、成果指標が当事業を目標件数だけ利用したか否かで評価される。</p> <p>商店街の再生・活性化が目標ならば、補助金を支給した商店街が企画した再生・活性化に関する事業等の件数等を指標とすべきである。</p> <p>平成27年度から、事業ごとに「自らが設定した成果目標を達成した事業主体の割合」を成果指標に追加している。</p> <p>また平成28年度から成果指標の「本事業を活用した商店街等の数」に対する実績として、事業を実施した商店街等の延べ数（全事業数）を追加することとした。</p> <p style="text-align: right;">【現所属：中小企業振興課】</p> |

| | |
|--|--|
| <p>⑫（意見）実績報告について</p> <p>各団体における目標の達成状況を見ると、必ずしも目標を達成できていない。</p> <p>この点について、県として改善を要望する、翌年度の補助を再検討する等、目標の達成状況に応じた対応を行うことが望まれる。</p> | <p>平成 28 年度からは、目標設定の方法について各団体を指導するとともに、事業目標に対して実績が大幅に低下した団体については、目標の達成状況に応じ、翌年度の補助の再検討を含めた対応を行うこととした。</p> <p>【現所属：中小企業振興課】</p> |
| <p>9-2. 行きたくなる商店街づくり事業費（まちづくりと一体となった商店街活性化支援費）</p> | |
| <p>⑬（意見）目標の達成状況について</p> <p>成果指標として「店舗誘致数」を挙げているが、実績が目標を達成できていない。</p> <p>目標と実績に乖離がある状況において、新たな目標設定を行う場合は、過去の実績評価も加味した上で合理的な根拠を明示すべきである。</p> | <p>今後、目標と実績に乖離がある状況において、新たな目標設定を行う場合は、過去の実績評価も加味した上で合理的な根拠を明示することとした。</p> <p>【現所属：中小企業振興課】</p> |
| <p>10. 商店街指導育成事業費</p> | |
| <p>⑭（意見）旅費の請求について（宿泊費・航空運賃）</p> <p>福岡県商店街振興組合連合会に対する福岡県商店街指導育成事業費補助金の支給に関して、宿泊費・航空運賃を定額支給しているが、支給額と実費の差額は不要であることから、当補助事業の目的を勘案すれば、実費相当額を補助することが望まれる。</p> | <p>航空運賃については、平成 28 年 10 月 11 日付けで補助事業者の内規が改正され、29 年 1 月 1 日以後に出発する役職員の旅行について実費支給とされたため、実費相当額を補助することとした。</p> <p>なお、宿泊費については、補助事業者が県の規定に準ずるものとして内規を定めており、引き続き定額支給とする。</p> <p>【現所属：中小企業振興課】</p> |
| <p>12. 中小企業販売力強化支援費</p> | |
| <p>⑮（意見）出展（処遇改善）結果の徴収について</p> <p>県では福岡県商工会連合会にて作成された取組事業者一覧表入手することで、出展（処遇改善）結果を把握しているが、アンケートの提出状況について提出の有無を確認するチェック様式はあるものの、未提出のものについては、その都度福岡県商工会連合会に対して確認する必要がある。確認の結果に対して文書による保管もされていない。</p> <p>出展結果の成果は重要な情報であり、結果が未提出の事業者については、未提出の理由を明確にできるよう、①アンケート管理簿の作成又は②現行の取組事業者一覧表に未提出の理由を記載するような様式に変更する等の対策を講じることが望まれる。</p> | <p>当事業は平成 27 年度で終了しているが、意見の趣旨は今後、他事業を運営する上で参考にしたい。</p> <p>【現所属：中小企業振興課】</p> |

| | |
|--|--|
| 14. 小規模企業者等設備導入資金助成費 | |
| ⑯ (意見) 債権管理について | <p>(公財)福岡県中小企業振興センター(以下「センター」という。)では、小規模事業者等設備導入資金助成法に基づき実施する県内小規模企業者等の創業及び経営基盤強化に必要な設備の導入を支援する事業(設備資金貸付事業、設備貸与事業及び設備貸与事業(特別枠))の債権管理について、債権の回収を図るため、センター独自の債権管理マニュアルを作成し、当該規定に基づき債権管理を行っている。</p> <p>県では、毎月、センターの債権管理状況を把握しているものの、それが上記マニュアルに沿ったものであるかを確認していない。</p> <p>県においては、上記の債権管理状況の把握に加え、適時にセンターがマニュアルに沿った業務を実施しているかの確認を行うことが望まれる。</p> |
| ⑰ (意見) 利用状況報告書について | <p>貸付規則第23条に従い、毎期、貸付先から利用状況報告書及び決算書の提出を求めている。</p> <p>県では、期限までに提出のなかった貸付先に対して、督促を行ったが、利用状況報告書及び決算書が未提出となっている貸付先がある。</p> <p>また、受領状況の管理簿が整備されていないことにより提出状況を網羅的に管理することが困難となっている。管理簿を作成して、利用状況報告書及び決算書を全件徴収するよう努力すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - さらに債権管理のためには、組合員の財務内容を把握する必要があるため、全組合員の決算書を入手することが望まれる。 |
| 15. 小規模企業者等設備導入資金貸付事業(高度化資金助成費) | |
| ⑱ (意見) 事業の継続性について | <p>当該事業は、中小企業高度化の促進を事業目標としており、毎年中小企業に対して貸付を行っている。</p> <p>貸付件数の推移を見ると、貸付件数は毎年1～3件と必ずしも多くない。</p> <p>これは、金融市場の金利の下落等により、金融機関からの借入を希望する中小企業が増加していることによる影響がある。</p> <p>当事業に対する県内中小企業者のニーズは減少傾向にあり、事業の継続性について検討を行うことが望まれる。</p> |

今年度より、適時にセンターを訪問し、聞き取り及び資料確認により、債権管理状況を把握するとともに、債権管理マニュアルに沿った業務を実施しているか否かの確認を行うこととした。

【現所属：中小企業振興課】

利用状況報告書については、平成29年度から管理簿を作成し、提出状況を把握するとともに全件徴収するよう努めている。

組合員の決算書を全て徴収することは、現実的に困難であるため、組合員の財務状況に関する調査票を作成した。まずは条件変更時や新規貸付時に財務状況を把握することができる組合員について調査票を作成し、その他の組合員の財務状況については、今後、調査を依頼することを検討している。

【現所属：中小企業振興課】

貸付件数は、減少しているが、商工団体から事業の継続を要望されており、また、本事業は災害復旧貸付など政策性の高いニーズの対応も担っており、事業を継続する必要がある。

【現所属：中小企業振興課】

| | |
|---|---|
| <p>⑯ (意見) 連帯保証人調査表について</p> <p>貸付規則第 15 条に従い、県では連帯保証人としての適格性を確認するため、貸付に当たって、保証人調査表を入手している。しかしながら、個人借入の状況、個人貯蓄の状況については証憑による確認を実施していない。</p> <p>連帯保証人として適當かどうかを判定するためには、借入及び貯蓄の状況に関する情報も同じく重要であるため、借入及び貯蓄の状況についても証憑により確認することが望まれる。</p> | <p>連帯保証人としての適格性をより正確に判定するため、今後の貸付けについては、借入及び貯蓄の状況について証憑による確認を行うこととした。</p> <p>【現所属：中小企業振興課】</p> |
| <p>17. 中小企業総合支援事業費（中小企業総合支援事業費）</p> | |
| <p>⑰ (意見) 成果指標について（経営改善フォローアップ事業）</p> <p>成果指標は、経営改善計画の実現可能性を高める実行支援を行い、収益構造の改善や生産性の向上を図り、自立した中小企業をつくるという事業の目標を達成できるように設定すべきである。</p> <p>現行の成果指標によると、専門家を派遣すること自体が事業の成果として把握されている。経営改善が必要な中小企業にとって専門家の支援を受けることは、それだけで大きな前進はあるが、専門家の派遣はあくまで上記目標を達成するための手段に過ぎないとも言えるため、事業目標に直結した指標を設定することを検討すべきである。</p> | <p>本事業の主な対象は、独力では事業計画の作成・実行が困難かつ必ずしも積極的といえない小規模事業者である。このような事業者にとって、まずは計画実行のために専門家を活用しようとすることが、経営改善実現のための第一歩であり、何より重要である。よって、本事業では、専門家の派遣対象企業数を成果指標とした。</p> <p>一方、「収益構造の改善、生産性の向上、自立の有無」を指標にした場合、判断の時点や基準、結果の収集方法など課題が多い。</p> <p>なお、本事業は平成 27 年度をもって終了している。</p> <p>【現所属：中小企業振興課】</p> |
| <p>18. アジア中小企業経営者交流拡大事業費</p> | |
| <p>⑱ (意見) 契約方法について</p> <p>契約金額の定額部分の項目のうち、通訳関係、資料関係、借上バス関係の項目については、参加人数により変動する数字である。</p> <p>定額部分の見直しを行うことで、効率的な事業の実施に努める必要がある。</p> | <p>定額部分のうち、参加人数により変動する項目については、実質精算で対応できないか検討を行い、対応できる項目は実費精算とする。</p> <p>本事業は平成 27 年度をもって終了しているが、類似の事業がある場合には参考とすることとする。</p> <p>【現所属：新事業支援課】</p> |
| <p>19. 福岡アジアビジネスセンター事業費</p> | |
| <p>⑲ (指摘) 収支報告について</p> <p>福岡県中小企業海外展開支援協議会における平成 27 年度収支報告において、現金残高が含められていない。</p> <p>現金残高も含め、収支決算報告を行うべきである。</p> | <p>平成 28 年度決算については、現金残高も含め決算報告している。</p> <p>【現所属：新事業支援課】</p> |

| | |
|--|--|
| <p>③（意見）事業計画及び収支予算の策定時期について</p> <p>福岡県中小企業海外展開支援協議会は、規約において、総会で事業計画、収支予算を議決することとしているが、平成27年度は7月にこの議決を行っており、事業が4月からスタートしていることを考えると、7月の議決では遅いと思われる。</p> <p>適切な時期に決議を行う必要がある。</p> | <p>平成30年度総会は5月に実施することとしている。</p> <p>【現所属：新事業支援課】</p> |
| <p>④（意見）現金収入の管理について</p> <p>現金収入について、実際に収入があった日から、通帳入金日までにタイムラグが生じている。県では、1か月分の現金収入をまとめて翌月に口座入金する処理を行っていたとのことであるが、現金の保有は、紛失等の可能性が高くなることから、早期に口座入金すべきである。</p> <p>なお、当該事項については、平成28年度において改善されていることを申し添える。</p> | <p>福岡県ベンチャービジネス支援協議会の会計処理規定を改定（平成28年6月1日施行）し、現金の収入・支出について適切な管理を行っている。</p> <p>【現所属：新事業支援課】</p> |
| <p>⑤（意見）予算管理および繰越金残高について</p> <p>福岡県中小企業海外展開支援協議会における繰越金が多額である。これについては、事業計画及び予算の決議を早急に行うことと、県への負担金請求を早め、県支出金の支給時期を早めることが可能となり、圧縮できると考える。</p> <p>また、県からの負担金について、9月に一括して支出しているが、任意団体の会計に多額の残高を置くべきではなく、適切な資金計画を確認した上で資金需要に応じ支出すべきである。</p> <p>当初より予定されていない備品等が年度末の2月、3月に集中的に購入されているにもかかわらず、適切に予算が策定されていないため、収支報告において支出増の状況を把握しづらいものとなっている。</p> <p>今後は、適正な予算計上と執行に努めるべきである。</p> | <p>平成28年度までの繰越金のうち協議会運営に必要な経費を除いた額を、今年度返還する予定である（雑収入処理）。</p> <p>県からの負担金は四半期毎に、協議会からの請求に基づき支出している。</p> <p>年度末に支出が偏らないように計画的な予算執行に努めている。</p> <p>【現所属：新事業支援課】</p> |

| | |
|-------------------------------|---|
| 20. アジアビジネス訪問団派遣事業費 | |
| ⑥(意見) 公募型プロポーザルにおける応募者の確保について | <p>タイへのビジネス訪問団派遣の業務委託先選定は、公募型プロポーザルにより実施されているが、参加は1社のみであった。</p> <p>募集にあたっては、関係団体を通じて周知するなど、複数の応募者を確保できるよう、引き続き努めていくことが望まれる。</p> |
| 21. 貿易企業及び団体育成費 | |
| ⑦(意見) 成果指標の設定について | <p>福岡貿易情報センター事業及び北九州貿易センター事業の成果指標「県内企業からの相談件数」は、目標に応じて未達の状況が続いている。</p> <p>目標と実績の乖離要因を把握し実績の向上に努めるべきである。</p> |
| 23. デザイン振興事業費 | |
| ⑧(意見) 収支決算書の記載について | <p>福岡県産業デザイン協議会の決算資料で、県予算事項「中小企業デザイン活用推進費」の負担金が、別事項「デザイン振興事業」の事業費に使用されたと誤認させる記載があった。</p> <p>誤解を与えない記載とすることが望まれる。</p> |
| 24. 中小企業デザイン活用推進費 | |
| ⑨(意見) 収支決算書の記載について | <p>福岡県産業デザイン協議会の決算資料で、県予算事項「中小企業デザイン活用推進費」の負担金が、別事項「デザイン振興事業」の事業費に使用されたと誤認させる記載があった。</p> <p>誤解を与えない記載とすることが望まれる。</p> |
| 25. ベンチャー育成業費 | |
| ⑩(意見) 帳簿の整備と運用について | <p>収支管理表の平成28年3月分、4月分が作成されていなかった。</p> <p>収支管理表の適時の作成および承認が必要である。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>⑪（意見）負担金の支払いについて</p> <p>平成28年4月に負担金支出を行っているが、支出が集中したのは翌年3月であり、適切な資金計画に基づいたものとはいえないものであった。</p> <p>任意団体に会計に多額の資金を寝かせるべきではなく、適切な資金計画を確認したうえで、資金需要に応じ支出すべきである。</p> | <p>県からの負担金は四半期毎に、協議会からの請求に基づき支出している。平成29年度からは、年度末に支出が偏らないように協議会で計画的な予算執行に努めている。</p> <p>【現所属：新事業支援課】</p> |
| <p>27. 九州・山口ベンチャーマーケット事業費</p> | |
| <p>⑫（意見）帳簿の整備について</p> <p>九州・山口ベンチャーマーケット実行委員会に対し、負担金を拠出している事業であるが、出納簿や収支管理表が作成されていない。出納簿・収支管理表を作成して、当該帳簿に基づく定期的な予算管理や残高管理が必要である。</p> | <p>平成29年度から出納簿及び収支管理表を作成し、資金管理を行っている。</p> <p>【現所属：新事業支援課】</p> |
| <p>⑬（意見）監査の適時実施について</p> <p>事業の決算監査を平成28年8月に受けている。監査時期について、規定は設けられていないものの、平成27年度の事業が平成28年3月に終了し、最終の支払も平成28年5月11日であることから、適時な監査の実施が望まれる。</p> | <p>平成28年度の決算監査については、5月17日に実施している。</p> <p>【現所属：新事業支援課】</p> |
| <p>〔各論〕 中小企業技術振興課</p> | |
| <p>1. 研究費（JKA補助）</p> | |
| <p>①（意見）入札について</p> <p>本事業による機械の取得は一般競争入札によって行われ、1者しか入札がなかった。</p> <p>競争原理を働かせることにより、経済合理性の高い機械を取得するために多くの入札者を確保することが望まれる。県は機種選定段階において、落札者以外にも4者の機械取扱業者を把握している。しかしながら福岡県公報による公示以外の説明会の開催等入札者を確保する方策を行っていなかった。今後、より入札者を確保する手段を実施する必要があると思われる。</p> | <p>平成29年度事業から、多くの入札者を確保するため、県公報に加えて県及び工業技術センターのホームページに入札情報を掲載するなど、幅広く周知に努めることとした。</p> |

| | |
|-------------------------|--|
| 2. 地域連携型研究・研修事業費 | |
| ②（意見）成果指標について | <p>本事業の成果指標として、実施テーマ数が設定されているが、これを達成しようとするため安易に研究開発を受託する動機ともなりかねず、本来の目的である「外部機関からの要請により、特に県内産業に大きく貢献するものについて委託を受け研究を行う」ことと乖離するおそれがある。</p> <p>したがって、効率的・効果的な研究が行われているかどうかの指標として、研究テーマの達成率など、本事業の目的に関連性の強い成果指標を設定すべきである。</p> <p>なお、平成 29 年度より本事業の成果指標として、「実施テーマの達成率の平均値 80%以上」を設定していることを申し添える。</p> |
| 4. 技術振興助成費 | |
| ③（意見）成果指標について | <p>当該事業の成果指標として、ふくおか産業技術振興展の来場者数が設定され、実績と比較が行われているが、ふくおか産業技術振興展は、他の展示会と同じフロアにて仕切りが無い状態で同時に開催されており、来場者数の実績はこれらのイベント全体でのフロア来場者数となっているため妥当ではない。</p> <p>また、ふくおか産業技術振興展は、地場中小企業の受注機会の増大や新規取引先の開拓を図る目的で開催されていることから、成果指標としては出展会社 1 社当たりの商談件数等、より事業目的と関連性が強い指標を設定すべきである。</p> <p>また、当該事業内容のうち、発明奨励振興事業費補助金、地域企業等技術振興事業費補助金、直鞍地域産業振興事業費補助金については、成果指標が設定されていない。適切な P D C A サイクルを実施するためには、計画段階から目標値（成果指標）を設定した上で、実績値と目標値とを比較し、事業を適切に評価する必要がある。</p> <p>なお、平成 29 年度よりふくおか産業技術振興展の成果指標として、新たに「出展企業の満足度」を設定していることを申し添える。</p> |

5. 知的所有権活用促進事業費

④（意見）実績報告の確認について

知的所有権流通促進強化事業の委託において、消耗品費の年間支出額全体の約90%が年度末に支出が集中しており、これが予算消費を目的に支出されたものではないことを確かめる必要があった。

また、知的財産実務者育成事業の委託において、消耗品費の月ごとの実績額が千円以下の数字はすべて0であり、少額の購入品から構成されることが多い消耗品費の実績額としては稀なことであるため、その内容を確かめる必要があった。

しかしながら、両者とも内容を確認する手続は行われていなかった。今後、通常ではないと考えられる支出については、完了報告を受けた段階で内容を確かめ妥当性について検討すべきである。

なお、当該消耗品費について、監査期間中に県担当者によって問合せが行われ、内容に問題が無かったことを申し添える。

今後、年度末に支出が集中する等、適時適切な執行ではないと懸念される支出については、委託先からの完了報告を受けた段階で内容を確かめ、その妥当性について確認する。

6. ものづくり基盤強化事業費

⑤（意見）成果指標の設定と事業計画について

ものづくりアドバイザー事業に関して、事業説明資料では成果指標をアドバイザーの派遣件数としており、平成27年度において30件を目標としている。しかしながら福岡ものづくり産業振興会議の平成27年度事業計画によると、派遣件数は20回程度とされており整合していない。

適切なPDCAサイクルを実施するためには、適切な目標を設定し、それを達成するための行動計画を策定すべきである。また、目標を形骸化させないために、事業計画入手した時点において目標と計画とが整合しているかどうかを確認すべきである。

当該事業は平成27年度で終了したが、今後、同様の目標設定を行う場合には、適切な目標を設定するとともに、それを達成するために策定された計画との整合性にも留意することとする。

7. ものづくり中小企業新製品開発支援費

⑥(意見)事業経費の変更に関する補助要綱の内容について

ある補助対象事業者において、補助金交付金額は変わらないが交付対象経費が著しく変更された事例が検出された。

補助要綱によると、補助金の交付を申請しようとする者は、交付申請書に新製品開発概要説明書及び補足資料、経費内訳書を添えて知事に提出しなければならないとしている。また、補助金の交付を受けた事業者は、補助対象事業の経費を著しく変更しようとするときは変更承認申請書を知事に提出し、その承認を得なければならぬとしている（ただし補助事業に要する経費配分のうち、各区分間の変更で、少ない方の区分の金額の20%を超えない額若しくは30万円以下の変更をする場合は除く）。

本事例の経費の変更においては、補助要綱に準じて変更承認申請書が提出されており、合規性は問題はないものの、ある区分において経費が減額されるとともに、他の区分において新たに経費が増額されている。

このように補助対象となる経費が著しく増額されている場合は、その増額が補助対象事業に必要かどうかを精査すべきであり、補助を行う当初の承認と同様に、変更承認申請書においても、交付申請と同様に経費内訳書の提出を求め、その内容について承認手続を行うよう補助要綱の改善が望まれる。

平成29年度事業から補助金交付要綱を改正し、変更承認申請時においても経費内訳書の提出を義務付け、それに基づき承認手続きを行うこととした。

10. 水素機器用ゴム製品開発事業費

⑦(意見)一般競争入札における1者入札について

本事業において材料の弾力性などを測定する粘弾性評価装置を取得している。当該取得は一般競争入札によって行われ、1者が入札し落札している。

経済合理性のある装置取得のためには、より多くの入札者を確保することにより競争原理を働かせることが求められる。県は装置選定段階において、落札者以外にも2者の取扱業者を把握しているが、より多くの入札者を確保する手段を検討する必要があると思われる。

当該事業における入札業務は終了したが、今後、同様の事業を実施する場合、入札者を確保するため県公報に加えて県のホームページに入札情報を掲載するなど、幅広く周知に努めることとした。

12. 成長産業雇用創出事業費

⑧（指摘）特命随意契約の公表について

次世代自動車デジタルエンジニアリング講座、次世代自動車ものづくり講座において特命随意契約を締結している。

特命随意契約の場合、「福岡県随意契約取扱要綱」において、契約締結後その契約内容を速やかに福岡県のホームページで公表するものと規定されているが、当該特命随意契約については公表されていなかった。規定を順守し、公表する必要がある。

なお、当該事項について、監査実施期間中に公表が行われていること、また平成28年度の後継事業（ものづくり中核人材育成事業）では、規定に従い契約締結後の平成28年4月に公表が行われていることを申し添える。

公表漏れとなっていたため、把握後速やかに県ホームページで公表を行っており、既に対応済みである。なお、当該事業は平成27年度で終了しているが、平成28年度の後継事業（ものづくり中核人材育成事業）では、契約締結後その契約内容を速やかに公表している。

13. 地域研究基盤整備推進費（新産業振興課）

⑨（意見）補助事業における事業計画及び実績報告書の記載について

福岡県南地域産業振興事業費補助事業について、補助金交付申請書における事業計画について、実施内容の記載はあるものの、その活動量や規模は明らかにされていない。また、実績報告書においても同様である。

前年度における活動実績や聞き取り、他資料等において事業が適切に実施されていることを確認できるとしても、補助金交付申請手続及び実績報告手續を形骸化させないため、活動量や規模について事業計画や実績報告に適切に記載することが望まれる。

今後は実態に即した事業計画書、実績報告書を提出するよう指導し、平成29年度の実績報告から是正する。

| | |
|----------------------------|--|
| 〔各論〕 新産業振興課 | |
| 1. R u b y ビジネス・コンテンツ産業振興費 | |
| ①（意見） 成果指標について | <p>R u b y 開発企業数およびコンテンツリーディング企業数（売上高が1億円以上の企業）という包括的な指標のみが成果指標として設定されている。</p> <p>当成果指標だけでは各活動における予算執行の効果がどの程度発現したか判明せず、また翌年度以降のフィードバックにも繋がりにくいと考えられる。</p> <p>例えば、ビジネスマッチングを目的とした活動ならばマッチング件数等、各活動で成果測定方法を設定する必要がある。そのうえで目標と実績との比較および原因分析を行い、翌年度以降にフィードバックを行う必要がある。</p> |
| ②（意見） 成果指標の設定について | <p>成果指標として、自主財源の拡充とコスト削減の目的から財政負担率、およびマッチングコーディネート事業は総コーディネート件数（累計）が設定されている。</p> <p>しかしながら他の事業に関する成果指標は設定されていない。県においては、P D C A サイクルにより、施策の実効性を高める好循環の構築を図る旨が「福岡県総合計画」に明記されている。適切なP D C A サイクルを実施するためには、計画段階からの目標値を設定したうえで、実績値と目標値とを比較する必要がある。</p> <p>成果指標が設定されていない事業のうち、特に科学技術交流事業においては、科学技術振興、科学技術フォーラムや研究セミナーを開催しており、参加者数や参加者の満足度等の成果指標を容易に設定できる。P D C A サイクルを実施するためにも、設定可能な事業においては網羅的に成果指標を導入するべきである。</p> |
| 2. 産業・科学技術振興費 | |

| | |
|--------------------|--|
| 3. 飯塚研究開発センター事業費 | |
| ③（意見）成果指標について | <p>本事業費にかかる人材養成事業について、養成人数 200 人が設定されている。これに対し平成 21 年度からの実績は常に 2 倍以上の達成率が続いている。</p> <p>福岡県総合計画において、P D C A サイクルにより、施策の実効性を高める好循環の構築を図る旨が明記されている。継続的に施策の実効性を高めるためには、前年度の実績値や予測に基づき目標を改定し、目標を達成するための改善策を検討、施策の実行を行うことが必要となる。このため、目標値の妥当性を検証し、必要であるなら見直すべきである。</p> |
| 4. 先端半導体・ロボット産業振興費 | |
| ④（意見）成果指標について | <p>当事業において、先端システム L S I 開発の拠点化（クラスター化）を進めるため、ベンチャー企業等の研究・製品開発に使用されるラボ（設計機器および検証機器）の利用企業数及び利用時間数を目標の一つとしている。このうち、検証機器利用企業数および検証機器利用時間数の実績が平成 24 年以降、大幅に目標を下回っている状況である。</p> <p>県担当者によると、検証機器の老朽化により利用企業数および利用時間数が減少し、目標と乖離しているとのことである。そうであれば、老朽化を前提とした目標の再設定を行うか、若しくは必要とあれば検証機器の更新を検討すべきである。</p> |
| 6. 社会システム実証センター事業費 | |
| ⑤（意見）収支予算書について | <p>本事業における収支予算書において、利用料収入実績額が予算額の 4 分の 1 にも満たない。また平成 26 年度も利用料収入実績額は予算額の 4 分の 1 にも満たず、予算額と実績額とが大きく乖離する状況が続いている。</p> <p>補助要綱によると、県は交付申請書を受領する際に収支予算書も受領し、内容を審査し、適当と認めるときに補助金の交付を決定することになっている。県としては現実に即した収支予算書の作成を交付先へ求めるべきである。</p> |

7. バイオ産業拠点化推進費

⑥（意見）成果指標について

当事業において、地場バイオ関連企業による製品開発件数という包括的な指標のみが成果指標として設定されている。

当成果指標は事業目的と関連性が強く、事業活動全体の効果を図る指標として有用である。しかしながらそれだけでは、各活動における予算執行の効果がどの程度発現したか判明できず、また、翌年度以降にもフィードバックされないと考えられる。

例えば、最新の研究情報やビジネス情報の提供を目的とするバイオ研究・ビジネス最前線の活動であれば、アンケート調査に基づく参加者の理解度・満足度など、各活動で成果測定方法を設定する必要がある。その上で目標と実績との比較および原因把握を行い、翌年度以降にフィードバックを行う必要がある。

平成30年度から、製品開発件数に加え、バイオ研究・ビジネス最前線におけるアンケート調査に基づく参加者の理解度・満足度を成果指標として導入した。

9. 水素エネルギー製品研究試験センター事業費

⑦（意見）成果指標について

当事業において、新規参入企業等育成数という包括的な指標のみが成果指標として設定されている。

当成果指標は事業目的と関連性が強く、事業の活動の全体の効果を測る指標として有用である。しかしながら、それだけでは各活動における予算執行の効果がどの程度発現したか判明せず、また翌年度以降のフィードバックにも繋がりにくいと考えられる。

例えば、試作品等に関する製品試験であれば受託試験数または受託試験収入など、各活動で成果測定方法を設定する必要がある。そのうえで目標と実績との比較および原因分析を行い、翌年度以降にフィードバックを行う必要がある。

なお、当事業は平成28年度より県補助金の交付は無くなっています、財団の自主財源にて行われていることを申し添える。

当該事業は平成28年度で終了したが、今後、同様の補助事業を行う場合には、P D C A サイクルを適切に実施できる指標を検討する。

| | |
|----------------------------------|--|
| 11. 医療・福祉機器関連産業振興費 | |
| ⑧ (意見) 成果指標について | <p>当事業の成果指標の一つとして、「ふくおか医療福祉関連機器等開発・実証ネットワーク」会員数を挙げている。</p> <p>平成30年度の目標を事業初年度の平成26年度に達成しているため、目標が過少でなかったかどうか、また、今後も成果指標として設定する必要があるのか否かを検討する必要がある。</p> <p>なお、当事業の平成29年度以降の目標値は適正な値に見直されていることを申し添える。</p> |
| 12. 北部九州自動車産業アジア先進拠点推進費 | |
| ⑨ (意見) 成果指標について | <p>当事業において、地元調達率および国内シェア・生産台数という包括的な指標のみが成果指標として設定されている。</p> <p>当成果指標は事業全体の効果を図る指標としては有用である。しかしそれだけでは、各活動における予算執行の効果がどの程度発現したか判明せず、また翌年度以降のフィードバックにも繋がりにくいと考えられる。</p> <p>例えば、商談会であれば参加者数や商談成立件数など、包括的な指標を達成するために必要な各活動における成果指標を設定する必要がある。そのうえで目標と実績との比較および原因分析を行い、翌年度以降にフィードバックを行う必要がある。</p> |
| 13. 家庭用燃料電池営業・販売部門人材育成事業費 | |
| ⑩ (指摘) 実績報告書の不備について | <p>当事業の仕様書において、OFF-JTとOJTを組み合わせた、効果的な人材育成を図ることが求められている。しかしながら、実績報告においてOFF-JTの時間の記載が無いため、委託内容が適切に履行されたか否か判断できないものがあった。</p> <p>事業報告を受けた段階、また履行確認時において、仕様書に従った履行が行われたか否か確認するべきである。</p> <p>なお、当該OFF-JTについて、監査期間中に県担当者が委託先に確認したところ、当時のOFF-JTの履行が確認できたことを申し添える。</p> |

| 15. グリーンイノベーション人材育成・雇用創造プロジェクト事業費 | |
|---|---|
| (11) (指摘) 特命随意契約の公表について <p>軽量R u b y技術者育成事業において特命随意契約を締結している。</p> <p>特命随意契約の場合、「福岡県随意契約取扱要綱」において、契約締結後その契約内容を速やかに福岡県のホームページで公表するものとすると規定されている。</p> <p>しかしながら、当該特命随意契約については公表されていない。規定を順守し、公表する必要がある。</p> <p>なお、当該事項について、監査実施期間中に公表が行われていることを申し添える。</p> | <p>公表漏れとなっていたため、把握後速やかに県ホームページで公表を行っており、既に対応済みである。</p> <p>なお、当該事業は平成27年度で終了しているが、今後同様の事業を行う場合には、県随意契約取扱要綱に従い、速やかに公表する。</p> |
| [各論] 工業保安課 | |
| 1-1. 保安対策事業助成費 | |
| (1) (意見) 補助金交付の有効性及び経済性の検証について <p>「補助事業の効果」として、講習会については、補助事業実績報告書の講座数・受講者数を明記することで評価しているが、どの程度の効果が発現したかが判明せず、翌年度以降の講座内容にもフィードバックされないと考えられる。</p> <p>また、巡回指導についても、巡回事業所数・日程等を明記しているが、さらに巡回先での指摘事項等を補助事業実績報告書に記載し、県の監査で効果発現の程度や改善状況を具体的に把握し、補助金交付の有効性及び経済性を検証する必要がある。</p> | <p>講習会については、平成29年度からアンケートを実施し、受講者の理解度や講習会の有効性の確認を行っている。今後は、このアンケート結果を集約し、翌年度以降のプログラム作成に反映させることとし、その結果を補助事業実績報告書に記載することで、補助事業の効果を高めることとした。</p> <p>巡回指導については、巡回指導時の指摘事項等を集約し、補助事業実績報告書に記載することとした。また、指摘事項の集約内容を検証し、翌年度の巡回指導実施計画を決定することとした。</p> |
| [各論] 企業立地課 | |
| 1. 戦略的企業立地促進事業費 | |
| (1) (意見) 成果指標の設定・確認について <p>成果指標として、年間立地企業件数という包括的な目標のみを掲げているが、当該交付金は設備に対する交付のみならず、雇用に関する交付も含んでいるため、後者に対応する成果指標が設定されていない。</p> <p>新規雇用は、企業誘致・設備投資に付随するものとはいえ、雇用に関する交付がある以上、交付の効果を適切に測定するため、当該交付に対応する成果指標（例えば、年間新規雇用数等）を適切に設定する必要がある。</p> | <p>新たな成果指標として、立地企業における新規雇用者目標数を設定する。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>2. 企業誘致強化推進事業費</p> <p>②（意見）成果指標の設定・確認について</p> <p>a 重点産業分野への誘致活動強化事業、経営トップ戦略的誘致活動事業 成果指標として、年間立地企業件数という包括的な目標のみを掲げており、当該事業個別の成果指標は設定していない。 年間を通して当該事業に係る誘致活動を行った結果としてどれだけの効果が挙がっているかを把握するためにも、当該成果指標もあわせて設定・確認する必要がある。</p> <p>b 特区構想情報発信事業 成果指標として、年間立地企業件数という包括的な目標のみを掲げているが、翌年度以降にフィードバックされ難いと考えられる。 したがって、セミナー時のアンケートによる評価等、より具体的な成果を測定し、翌年度の活動にフィードバックすることにより、毎年度改善していくことが望まれる。</p> | <p>新たな成果指標として、立地企業における新規雇用者目標数を設定するとともに、アンケートの実施をとおして、セミナー内容の改善や本県への立地に関心の高い企業への個別訪問など、具体的な企業誘致に結びつける。</p> |
| <p>3. 航空機産業振興費</p> <p>③（意見）事業の具体的な成果測定方法について</p> <p>成果指標として、航空機産業振興会議の会員数を100社にするという指標を掲げているが、上記会員には航空機産業参画に直接的に関連する企業だけが含まれている訳ではなく、当該指標だけでは、予算執行の効果が測定し難いと考えられる。 航空機産業関連企業の誘致により地場企業が航空機分野に参画することを目的として実施されていることから、より目的に合致する成果指標を設定する必要がある。 なお、平成28年度では、成果指標を航空機分野への参画企業数に改定したということである。</p> | <p>平成28年度以降、成果指標を航空機分野の参画企業数に見直すよう、既に対応済みある。</p> |

| | |
|---------------------------------|---|
| 4. 海外企業誘致センター事業費 | |
| ④(意見) 経費精算に係る請求書記載事項について | <p>海外企業誘致センターへの請求書及び添付の証憑書類（領収書等）について、打合せとして企業担当者と会食をした際に、会食に参加した企業担当者の名刺のコピーが根拠資料として付されているのみで、県側と企業側の各出席者数が明記されていないため、その支出額の妥当性が判断できなかったものがあった。</p> <p>請求書の記載事項について定型的なルールを設け、少なくとも会食等に係る請求書（または根拠資料）に参加人数等の記載を求める必要がある。</p> |
| ⑤(意見) 成果指標の設定・確認について | <p>成果指標として、海外企業の年間誘致件数という包括的な目標のみを掲げている。</p> <p>しかしながら、業種別や分野別の年間誘致件数等、より具体的な成果指標もあわせて設定することにより、事業および予算を効果的かつ効率的に実行できるとともに、その活動の成果をより具体的に測定することが可能になると考えられるため、当該成果指標もあわせて設定・確認する必要がある。</p> |
| 5. 工場適地調査支援費 | |
| ⑥(意見) 調査業務の方法について | <p>市町村が民間の調査会社に委託して行った工場適地調査業務の結果報告書を閲覧等したところ、平成27年度の4つの調査のうち、3つは現地調査（ボーリング調査等）を実施しているが、1つは立地データの比較のみで現地調査の実施の有無が確認できなかった。</p> <p>当該業務の調査会社への委託に際して、極力、現地調査を実施するように働きかけることが望まれる。</p> |
| 6. 本社機能等立地推進事業 | |
| ⑦(意見) 事業の細分化について | <p>前出の企業誘致強化推進事業費（特区構想情報発信）で「福岡県・久留米市 企業立地セミナー」を大阪で開催し、当該事業で「本社機能等立地促進セミナー」を三大都市圏で開催しているが、予算執行の効率的実施等を考慮すると、前者の予算の枠内で後者の事業を企画・立案・開催することを検討することが望まれる。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>⑧（意見）成果指標の設定・確認について</p> <p>当該事業の成果指標として、年間の本社機能立地企業数という包括的な目標のみを設定しているが、それだけではセミナーの開催によって、どの程度の効果が発現したかが判明せず、また、翌年度以降の講義内容にもフィードバックされ難いと思われる。</p> <p>よって、セミナー時のアンケートにより、理解度・満足度を確認する等、より具体的な成果測定方法を設定し、翌年度の活動にフィードバックすることで、改善していくことが望まれる。</p> | <p>当該事業は平成 27 年度で終了している。平成 28 年度からはセミナーにおけるアンケートの実施をとおして、セミナー内容の改善や本県への立地に関心の高い企業への個別訪問など、具体的な企業誘致に結びつける。</p> |
| <p>7. オフィス整備促進事業費</p> | |
| <p>⑨（意見）事業の予算規模の適正化・活用促進について</p> <p>当該事業の開始が遅かったとはいえ、実行件数が少ないと思われる。（1件）</p> <p>翌期以降も当該事業実行の金額・件数が少ない場合、当該事業の適正な予算規模または活用促進策を検討する必要がある。</p> | <p>平成 28 年度から、当該事業は、市町村からの活用意向に基づいた適正な予算規模となるよう改善を行っている。</p> |
| <p>⑩（意見）検査調書の文書化について</p> <p>工事業者が市に提出した完成届や県の企業立地課が行った完了確認調書について、添付された工事現場の写真に撮影年月日が明記されていなかった。完了確認調書等に添付される写真に明記することが望まれる。</p> <p>完成届入手の際には必ず内容を精査し、不備があれば業者に修正を求める等をして、適切な証拠書類を入手・保存する必要がある。</p> | <p>平成 28 年度の補助対象工事については、完成届等の確認を徹底し、適切な証拠書類を保存している。今後とも証拠書類の確認を徹底していく。</p> |

| | |
|--|---|
| 〔各論〕 観光・物産振興課（平成 28 年度以降：観光政策課、観光振興課） | |
| 1. 物産振興団体育成費 | |
| ① (意見) 成果指標について | <p>指標の考え方に基づき成果指標を計算すると、平成 27 年度には目標である達成状況を達成することはできず、計算ミスとのことであった。</p> <p>本成果指標は、補助金交付団体が適切に事業計画を遂行するよう指導監督をする上で重要な目安となるため、適切な成果指標の設定が必要である。</p> <p>今後は丁寧な事務管理が望まれ、適切な進捗管理に留意すべきである。</p> |
| 2. アクロス福岡出展事業費 | <p>翌年度からは、再計算を行い適正な成果指標を設定している。</p> <p>【現所属：観光政策課】</p> |
| ② (意見) 事業目標等について | <p>平成 23 年度、平成 24 年度については達成状況の計算結果が異なる。また、平成 25 年度以降の数値について計算結果は適切であったが、そもそもその基準年を誤っていた。</p> <p>平成 23 年度と平成 24 年度については成果指標が誤っていたにも関わらず、どのように事業の効率性を測定したか疑問がもたれる。</p> <p>成果指標を適切に設定し、これに基づく効果測定、翌期以降への改善を図り P D C A サイクルの適切な実施が望まれる。</p> |
| 4. 地場産業振興事業費 | <p>翌年度からは、再計算を行い、正確な成果指標に基づいた事業の効率性（コスト面からの効率性）を測定することとしている。</p> <p>【現所属：観光政策課】</p> |
| ③ (意見) 実績報告について | <p>実績報告では、対象事業に係る支出内訳、事業内容を記載した報告書があるのみである。報告書では、事業目的、事業概要、事業成果、今後の展開が記載されているが、当事業の目的と直接関連する報告はなされていない。</p> <p>この点につき確認したところ、補助団体に対して、成果の記載を求めてきたが、報告はなされておらず徹底されていないとのことであった。</p> <p>補助事業の成果報告を徹底させる必要がある。</p> |
| <p>交付先に対し成果報告の徹底を求めた結果、平成 28 年度実績報告では、成果に関して適切に報告された。内容等の充実に向け、今後も指導していく。</p> <p>【現所属：観光政策課】</p> | |

| | |
|--|---|
| 5. 首都圏販路開拓費 | |
| <p>④（指摘）特命随意契約の公表について（販路開拓コーディネータの設置事業）</p> <p>特命随意契約の場合、「福岡県随意契約取扱要綱」により、「契約締結後その契約内容を速やかに福岡県のホームページで公表するものとする」と規定されている。</p> <p>しかしながら、当該特命随意契約については公表されていない。規定を順守し、公表する必要がある。</p> | <p>当該特命随意契約については、既に公表しております、翌年度からは特命随意契約については、契約締結後、すみやかに公表している。</p> <p>【現所属：観光政策課】</p> |
| <p>⑤（指摘）契約保証金の減免について</p> <p>契約保証金を減免する場合には、履行証明は発注者が発行した履行証明書を確認する必要がある。</p> <p>しかしながら当契約については履行証明ではなく、委託業務検査調査書を確認したことのみにより契約保証金を免除しているため、規定を遵守し適正に契約を締結する必要がある。</p> | <p>翌事業年度からは、履行証明書を確認し、契約保証金を減免している。</p> <p>【現所属：観光政策課】</p> |
| 7. 日韓海峡沿岸広域観光事業費 | |
| <p>⑥（意見）事業目標について</p> <p>成果指標が事業の成果を測る直接的な指標として適切でない。事業目的にかなった指標を設定すべき。</p> | <p>国・地域別の外国人入国者数を成果指標として追加設定し、既に対応済みである。</p> <p>【現所属：観光振興課】</p> |
| 8. 観光振興事業費 | |
| <p>⑦（指摘）特命随意契約の公表について（福岡県観光推進事業）</p> <p>特命随意契約の場合、「福岡県随意契約取扱要綱」により、「契約締結後その契約内容を速やかに福岡県のホームページで公表するものとする」と規定されている。</p> <p>しかしながら、当該特命随意契約については公表されていない。規定を順守し、公表する必要がある。</p> <p>なお、現在は既に公表していることを申し添える。</p> | <p>当該特命随意契約については、既に公表しております、翌年度からは特命随意契約については、契約締結後、すみやかに公表している。</p> <p>【現所属：観光政策課】</p> |

| | |
|--------------------------------------|--|
| 11-2. 観光プロモーション推進事業費（海外観光客県内周遊促進事業費） | |
| ⑧ (指摘) 委託仕様書について | <p>委託仕様書に事業概要のみ記載されており、具体的な指示は明記されていない。委託仕様書に定めのない事項については委託者と受託者で協議の上決定することになっているが、委託契約締結後の打ち合わせについて、正式な文書は作成されていない。適切なP D C Aサイクルを適切に実施するためにも、計画段階で詳細な仕様書を作成することが望まれる。</p> |
| ⑨ (指摘) 特命随意契約の公表について（海外観光客県内周遊促進事業） | <p>特命随意契約の場合、「福岡県随意契約取扱要綱」により、「契約締結後その契約内容を速やかに福岡県のホームページで公表するものとする」と規定されている。</p> <p>しかしながら、当該特命随意契約については公表されていない。規定を順守し、公表する必要がある。</p> <p>なお、現在は既に公表していることを申し添える。</p> |
| 14. 炭鉱・産業革命遺産ブランド化推進事業 | |
| ⑩ (意見) 事業目標について | <p>当事業のねらい・目的は、世界遺産登録資産と炭鉱関連観光資源を結ぶ戦略的なプロモーションを開拓し、観光客増大を実現、伝統工芸、インテリア、酒蔵など本県が誇る産業を観光資源として確立し、地場産品の販売拡大の実現である。</p> <p>しかしながら、成果指標として用いられているのは県内延べ宿泊客数である。指標を県内延べ宿泊客数とすると、指標の概念が大きくなり過ぎ、事業へ支出した成果を図るために指標としては適切ではない。</p> <p>事業目的にかなった指標を設定すべきである。</p> |

| | |
|--|---|
| 15. 海外魅力発信事業費 | |
| ⑪ (意見) 事業目標について | <p>成果指標が事業の成果を測る直接的な指標として適切でない。事業目的にかなった指標を設定すべきである。</p> <p>国・地域別の外国人入国者数を成果指標として追加設定し、既に対応済みである。 【現所属：観光振興課】</p> |
| 16. 東京ガールズコレクション in 北九州開催支援費 | |
| ⑫ (意見) 成果指標について | <p>成果指標が事業の成果を測る直接的な指標として適切でない。事業目的にかなった成果指標を設定すべきである。</p> <p>東京ガールズコレクション in 北九州開催における集客数を成果指標として追加設定し、すでに対応済みである。 【現所属：観光振興課】</p> |
| 18. ふるさと名産品・旅行消費拡大事業費 | |
| ⑬ (指摘) 特命随意契約の公表について（福岡県ふるさと旅行券 PR 活動支援事業業務委託） | <p>特命随意契約の場合、「福岡県随意契約取扱要綱」により、「契約締結後その契約内容を速やかに福岡県のホームページで公表するものとする」と規定されている。</p> <p>しかしながら、当該特命随意契約については公表されていない。規定を順守し、公表が必要がある。</p> <p>なお、現在は既に公表していることを申し添える。</p> <p>当該特命随意契約については、既に公表しており、翌年度からは特命随意契約については、契約締結後、すみやかに公表している。 【現所属：観光政策課】</p> |
| 19-1. 福岡県観光人材育成支援事業費 | |
| ⑭ (意見) 成果指標について | <p>当事業のねらい・目的は「観光の専門知識に関する研修を実施し、本県の観光事業に精通した「観光人材」を育成し、観光振興に寄与するもの」としている。</p> <p>しかしながら、成果指標として用いられているのは、県内延べ宿泊者数である。当事業との関連性は不明確であり、観光業界への就職者数を指標とするなど事業内容に沿った指標を設定すべきである。</p> <p>当該事業は、終了しているが、今後同様の事業を実施する際には、外部監査の意見を踏まえた指標の設定することとする。 【現所属：観光政策課】</p> |

| 19-2. 福岡県観光人材育成支援事業費（「行きたいフクオカ！」観光魅力発信費） | |
|--|---|
| ⑯ (指摘) 委託仕様書について | <p>委託仕様書に事業概要のみ記載されており、具体的な指示は明記されていない。このため、予実比較が困難であり、適切なP D C Aサイクルの実施ができない。適切な予実管理のためにも、委託仕様書は詳細に作成する必要がある。</p> <p>今後委託事業を実施する際は、適切な予実管理ができるよう、仕様書に具体的な事業内容を記載することとする。</p> <p>【現所属：観光振興課】</p> |
| 〔各論〕 公益財団法人福岡県中小企業振興センター | |
| 1. 中小企業総合支援事業補助金 | |
| ① (意見) 事業の実施状況について | <p>過去3年間の事業計画、事業報告によると、専門家派遣を行う事業において、計画に対して、実績が下回っている状況が見られた。</p> <p>計画に対して実績が下回らないよう、当該事業の周知による需要喚起を行う必要がある。</p> <p>リーフレットを作成し、各地域中小企業支援協議会の会議を通じて当協議会の構成メンバーである商工会議所・商工会、金融機関等関係機関に周知した。</p> <p>また、中小企業経営改善・金融サポート会議全体会議を通じて、金融機関に対し、専門家派遣の活用方法や効果について説明を行った。</p> <p>さらに、平成29年度途中から経営革新計画承認企業に対し、個別に通知を行い事業の活用方法を周知した。</p> |
| ② (意見) 図書の購入について（北部九州自動車産業アジア先進拠点推進事業） | <p>平成27年度において、当事業に関する書籍及び教育用DVDの取得費のうち約46%に相当する412千円の書籍の検収日が年度末になっており、十分に有効活用されていたかどうかは疑問が残る。</p> <p>適宜、必要な書籍を購入し、事業の実施に役立てるべきである。</p> <p>次世代自動車の将来計画などを把握するため、平成29年9月に書籍（先進運転システムの採用／部品調達と将来計画2017年版）を購入した。</p> |
| ③ (意見) 教育用DVDの活用について（北部九州自動車産業アジア先進拠点推進事業） | <p>貸出申請書に基づき、貸出実績の分析を行い、DVDがどの程度活用されているか把握する必要がある。また目標を定め、より多くの貸出を行うため事業案内への掲載やセミナーでの告知を行う必要がある。</p> <p>平成28年度から貸出実績の分析を行っており、平成29年度以降も引き続き実施していく。また、セミナー等での周知及び情報誌（ビジネスサポートふくおか）への掲載（折り込み）を行った。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>④（意見）フクオカビジネスマッチングサイトの成果の把握方法について（販路拡大支援事業）</p> <p>企業間取引（B to B）を推進するフクオカビジネスマッチングサイトでは、当該センターを介さず直接取引が行われており、マッチング数の把握はできないとのことであった。</p> <p>フクオカビジネスマッチングサイトがどの程度活用されているかを把握することは、事業の評価を行うために必要である。</p> <p>サイトのアクセス数は把握されていることから、当該アクセス数も事業目標とすることが考えられる。</p> | <p>平成29年度事業計画から当該サイトアクセス数も事業目標としている。</p> |
| <p>2. 小規模企業者等設備導入資金支援対策補助金</p> | |
| <p>⑤（意見）未収貸付債権管理マニュアルについて</p> <p>当該センターでは、債権の回収が困難となることがないよう、独自の未収貸付債権管理マニュアルを作成し、債権管理を行っているが、当該マニュアルとは異なる処理を行った事例が認められた。業務をマニュアル通り実施するか、もしくは業務実態に沿ったマニュアルの改訂を検討する必要がある。</p> | <p>現在、他県団体のマニュアルを参考にしながら、改訂について検討中である。</p> |